

ろうどうけいやく はたら やくそく
労働契約 (= 働くための 約束のこと)

ろうどうけいやく
 ○ **労働契約** のこと

はたら じょうけん はたらくひと ろうどうしゃ はたら ひと ひと
 働くための 条件に ついて、働く人 (=労働者と いいます) と 働く人を やとう人
 しょうしゃ やくそく
 (=使用者と いいます) が 約束します。

しょうしゃ ろうどうしゃ やくそく き か しょうい けいやくしょ わた
 使用者は、労働者に、約束して 決まったことを 書いた書類 (=契約書と いいます) を 渡す
 ひつよう しょうしゃ ろうどうしゃ はたら う と かね ちんぎん はたら じかん
 必要があります。使用者は、労働者が 働いて 受け取るお金 (=賃金 といいます)、働く時間
 ろうどうじかん じょうけん かなら かみ か わた ひつよう
 (=労働時間と いいます) などの 条件を 必ず 紙に 書いて 渡す 必要が あります。

やくそく はな かみ か あと こま もんだい で
 約束した ことを 話ただけで、紙に 書いて いないと、後で 困った 問題が 出て
 けいやくしょ こま もんだい で たいせつ しょうこ
 くること があります。契約書は 困った 問題が 出たときに 大切な 証拠に なります。

くわ ろうどうじょうけん き けいやくしょ か たいせつ
 できるだけ 詳しく 労働条件を 決めて、契約書に 書いて おく ことが 大切です。

けいやくしょ にほんご か ばあい ことば ほんやく ないよう
 契約書が 日本語で 書いて ある 場合は、あなたが わかる言葉に 翻訳して もらい、内容を
 たし
 確かめて ください。

かなら かみ か りかい ひつよう たいせつ じょうけん
 ○ **必ず 紙に 書いて もらって 理解する 必要がある 大切な 条件**

けいやく
 (1) いつから いつまでの 契約であるか

しごと ばしょ ないよう
 (2) 仕事の 場所、内容のこと

しごと じかん お じかん き じかん なが はたら じかん
 (3) 仕事を はじめる 時間と 終わる時間、決まった 時間よりも 長く 働く時間が

やす じかん きゅうけいじかん やす ひ きゅうじつ やす ひ
 あるかどうか、休み時間 (= 休憩時間と いいます)、休みの日 (= 休日)、休むことができる日

きぼう やす ひ
 (=希望したら 休める日) のこと

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

(4) 受け取るお金 (= 賃金) を 決める 方法、計算の 方法、もらう方法、受け取る 日の こと、

賃金が 増えるルール (= 昇給と います) のこと

(5) 仕事を やめるとき (= 退職と います) の 条件のこと

会社に 働くためのルール (= 就業規則と います) が ある 場合は、きちんと 見せて

もらって、内容を 確認して ください。

おも れんらくさき
(主な 連絡先)

にしのみやろうどうきじゅんかんたくしよ
・ 西宮労働基準監督署 0798-26-3733

ひょうごろうどうきよかんたくか がいこくじんろうどうしゃそうだんこーなー
・ 兵庫労働局監督課、外国人労働者相談コーナー 078-371-5310

ちゅうごくご そうだん
中国語で 相談できます。

まどぐち そうだん じぜん れんらく ひつよう
窓口で 相談するには 事前の 連絡が 必要です。

ざいだんほうじんひょうごけんこくさいこうりゅうきょうかい
・ 財団法人兵庫県国際交流協会

がいこくじんけんみんいんふおーめーしょんせんたー
外国人県民インフォメーションセンター 078-382-2052

えいご ちゅうごくご すべいんご ぼるとがるご そうだん
英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語で 相談できます。

よやく ひつよう
予約が 必要です

※ 詳しいことは、労働基準監督署や 相談を 受け付けるところに 日本語がわかる人と

いっしょ き
一緒に聞いてください。